

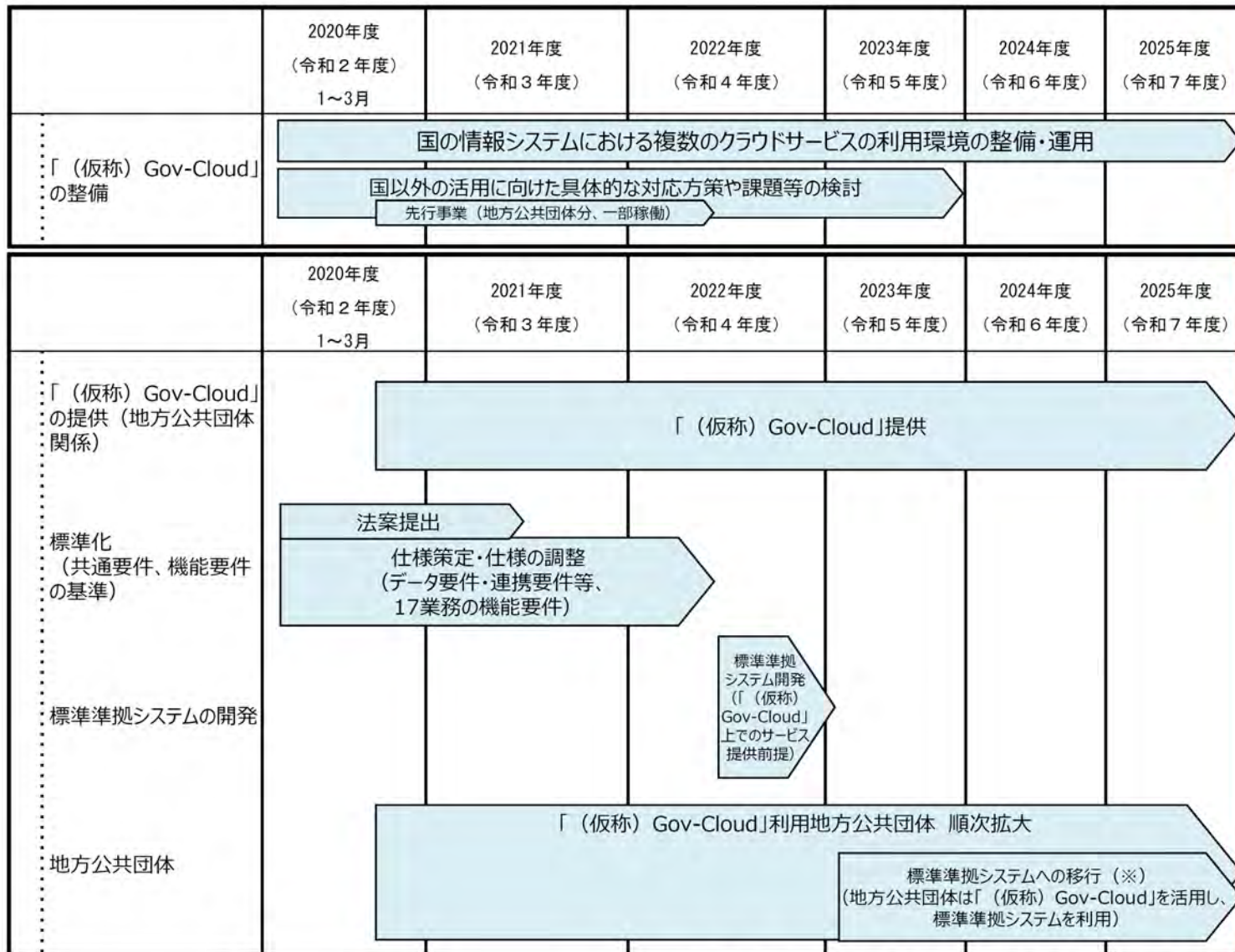
参考資料②  
(検討経過等について)

# 地方公共団体情報システムの標準化に係る工程表

## ■ デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）

別添1 マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて（国・地方デジタル化指針）（抜粋）

IV マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて - 工程表 -



※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

# 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の概要

## 趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の**地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。**

## 概要

### ① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定
- ※ 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、固定資産税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

### ② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成

### ③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施

### ④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

### ⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

### ⑥ 施行期日

- 令和3年9月1日

# 自治体情報システムの標準化・共通化に向けた環境整備

R2第3次補正予算：1,509億円

- 自治体の情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化に向けた自治体の取組を支援し、令和7年度までに基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指す。

〈参考〉国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）（抜粋）

地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後5年で確実に実現していくための取組を全力で推進する。その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形での財政的な支援を行う。

## 令和2年度第3次補正予算

- 各自治体が、令和7年度までに「(仮称)Gov-Cloud」上で基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指すため、住民に関する事務処理の基盤となる基幹系情報システムについて、移行のために必要となる経費を支援する（基金に計上）。

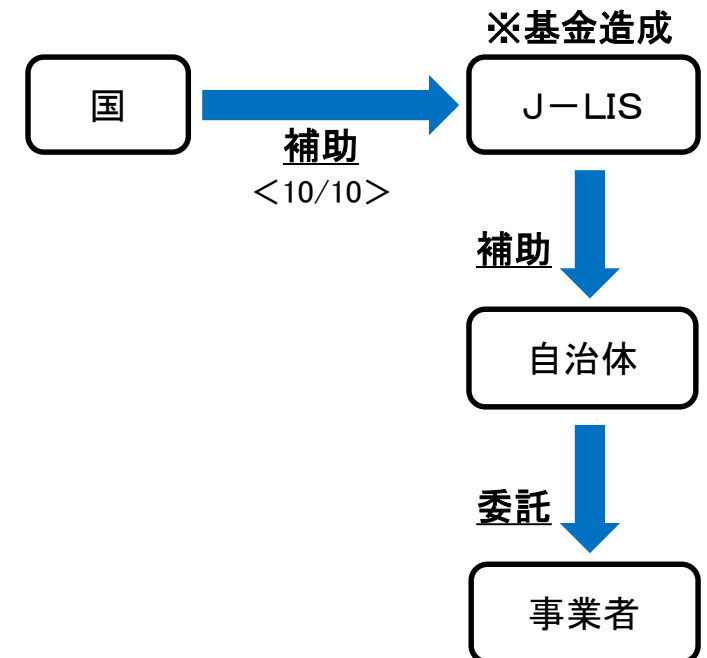
〈基金の造成先〉 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）

〈基金の主な使途〉

- 「(仮称)Gov-Cloud」への移行に要する経費
  - ・ 「(仮称)Gov-Cloud」上のシステムへの移行準備経費（現行システム分析調査、移行計画策定等）
  - ・ システム移行経費（接続、データ移行、文字の標準化等） など

〈基金の年限〉 令和7年度までの5年間

### 〈施策スキーム〉



# デジタル基盤改革支援基金（自治体情報システムの標準化・共通化分）の基本的な考え方

（注）今後、ガバメントクラウドなど標準化・共通化に関する政府の検討状況の進捗に応じ、随時変更の可能性あり。

## 1. 目的

- 令和7年度までに、地方公共団体がクラウドを活用して提供される標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行を図るため、地方公共団体に生じる所要の経費に対して財源措置を講じ、もって住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の早期実現を図る。

## 2. 補助対象の考え方

- ①に定める基幹系システムに関して地方公共団体が行う、標準準拠システムへの移行に向けた調査等及び国が整備するガバメントクラウド上で事業者が提供する標準準拠システムへの移行に要する経費を対象とする。

### ①対象となる業務システム

- 地方公共団体の主要な17業務を処理する基幹系システム

※児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

### ②補助対象経費

- 現行システムの分析や、システム更新時期等を踏まえた移行計画作成等に要する経費
- 文字情報基盤文字との同定作業や、データ移行等に要する経費
- ガバメントクラウド上で提供される標準準拠システムの稼働環境への接続設定等に要する経費
- 標準準拠システムに係る一連のテストや操作研修の実施等に要する経費
- 標準準拠システムと関連システムとの円滑な連携に要する経費（連携プログラム等の修正等）
- 標準準拠システムへの移行に伴う契約期間中の既存システムの整理に要する経費（リース残債等）

<参考：標準準拠システムへの移行工程（案）>

I 計画立案フェーズ	
推進体制の立ち上げ	
現行システムの概要調査	
標準仕様との比較分析	
移行計画作成	
II システム選定フェーズ	
ベンダに対する情報提供依頼(RFI)の実施 等	
予算要求	
ベンダへ提案依頼(RFP)、ベンダ選定・決定	
契約・詳細スケジュールの確定	
特定個人情報保護評価(PIA)	
III 移行フェーズ	
システム移行時の設定	
データ移行	
テスト・研修	
次期システムに合わせた既存環境の設定変更	
条例・規則等改正	

## 3. 補助額

- 補助率 : 10 / 10

※ 自治体の規模（人口規模）に応じ上限を設定



# 補助対象経費・補助対象外経費

## 補助対象経費

## 補助対象外経費

### A) 調査等準備経費

- 各府省が作成する標準仕様書と現行システムに係る仕様との差異の洗い出し、業務プロセス・他システムへの影響範囲の特定を行う目的で実施する現行システムの実態調査、これを踏まえた標準準拠システムに基づく事務運用等の見直し検討、システム更新時期等を踏まえた移行計画作成等について、円滑な準備を行うための外部コンサルタント等の活用に必要な経費

### B) 文字の標準化・データ移行等に要する経費

- 現行システムで使用している外字と文字情報基盤文字との同定作業（文字同定支援ツールの購入を含む）、ガバメントクラウドへのデータ移行作業（データ移行ツールの購入を含む）、データクレンジング（データベースの中から移行後のシステムや運用に影響を与える誤りや重複を洗い出し必要に応じてデータを修正すること）等に要する経費

### C) 環境構築に要する経費

- ガバメントクラウド上で提供される標準準拠システムの稼働環境への接続設定、標準準拠システムの利用に必要なパラメータ設定など必要な初期設定作業等に要する経費

### D) テスト・研修に要する経費

- 標準準拠システムに係る一連のテストや操作研修の実施等に要する経費

### E) 関連システムとの円滑な連携に要する経費

- 標準準拠システムと当該システムと連携する関連システムとの間の連携プログラム等の修正、当該関連システムがガバメントクラウド上で提供される場合の稼働環境への接続設定等に要する経費

### F) 契約期間中における既存システムの整理に要する経費

- 令和7年度までに標準準拠システムに移行するために必要となる現行システムに係る契約期間の変更等を行う場合に不可避免的に発生する追加的な経費（リース残債等）

A) アプリケーション利用料（アプリケーション開発に相当する経費を含む。）やリース料等の運用経費

B) 事務運用の見直しに伴うA I・R P Aの導入等に要する経費

C) 条例・規則等の改正、P I A実施に必要な経費

D) 地方公共団体職員に係る人件費（時間外手当を含む。）

E) 地方公共団体職員に係る旅費

F) 諸謝金（調査研究等準備経費に含まれるものを除く。）

G) 一般事務費（通信運搬費、資料等印刷経費等）

# 総務省の検討体制

## 自治体システム等標準化検討会

税務システム等標準化  
検討会  
(座長:庄司昌彦)  
(事務局:自治税務局)

住民記録システム等標準化検討会  
(座長:庄司昌彦)  
(事務局:自治行政局)

選挙人名簿管理シス  
テム等標準化検討会  
(座長:庄司昌彦)  
(事務局:選挙部)

個人住民税  
ワーキング  
チーム  
(事務局)  
自治税務局  
・電子化推進室  
・市町村税課

法人住民税  
ワーキング  
チーム  
(事務局)  
自治税務局  
・電子化推進室  
・都道府県税課

軽自動車税  
ワーキング  
チーム  
(事務局)  
自治税務局  
・電子化推進室  
・自動車税制企  
画室

固定資産税  
ワーキング  
チーム  
(事務局)  
自治税務局  
・電子化推進室  
・固定資産税課

収滞納管理  
ワーキング  
チーム  
(事務局)  
自治税務局  
・電子化推進室  
・企画課

分科会  
(分科会長)  
後藤省二  
(事務局)  
自治行政局  
デジタル基盤  
推進室

ワーキング  
チーム  
(事務局)  
選挙部  
選挙課・  
管理課

## 1. 構成員

R3.4.1現在

### ○有識者

庄司昌彦 武蔵大学社会学部教授(座長)

### ○地方団体

東京都、浜松市、神戸市、前橋市、富士市、豊橋市、三鷹市、飯田市、三条市、南国市、埼玉県町村会

### ○関係団体

全国知事会、全国市長会、全国町村会、地方税共同機構、一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)、  
内閣官房情報通信技術総合戦略室 政府CIO補佐官(総務省CIO補佐官)

### ○総務省

自治税務局企画課長、都道府県税課長、市町村税課長、固定資産税課長、電子化推進室長

## 2. 準構成員

株式会社RKKCS、北日本コンピューターサービス株式会社、  
Gcomホールディングス株式会社、株式会社シンク、株式会社TKC、株式会社電算、  
日本電気株式会社、株式会社日立システムズ、富士通Japan株式会社

## 3. オブザーバー

株式会社アイシーエス、株式会社アイネス、朝日航洋株式会社、株式会社石川コンピュータ・センター、  
株式会社茨城計算センター、株式会社インテック、株式会社エイチ・アイ・ディ、株式会社HARP、株式会社HDC、  
AGS株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社愛媛電算、紀陽情報システム株式会社、行政システム株式会社、  
京都電子計算株式会社、株式会社ジーシーシー、中央コンピューターサービス株式会社、日本オラクル株式会社、  
日本電子計算株式会社、株式会社BSNアイネット、株式会社日立ソリューションズ西日本、株式会社両毛システムズ



# これまでの税務システム標準化検討会の検討状況等

- 令和2年6月15日に、第1回税務システム等標準化検討会を開催。
  - ・ 今後の検討方針、スケジュール等を共有。
- 令和2年7月9日より、ワーキングチーム(個人住民税WT、法人住民税WT、軽自動車税WT、固定資産税WT及び収滞納管理WT)において、検討対象税目の機能要件及び帳票要件の標準仕様書案の検討を実施。
  - ・ 参加地方団体の調達仕様を比較した上で、効率的な処理等につながる標準とすべき機能要件・帳票要件を議論。
- 令和2年10月2日に、第2回税務システム等標準化検討会を開催。
  - ・ ワーキングチームの方針、検討状況及び全国意見照会直前の標準仕様書案を共有。
- 令和2年10月9日より、ワーキングチームで検討した標準仕様書案について全国意見照会を実施。
  - ・ 機能要件、帳票要件(印字項目含む)について、全国市区町村及びAPPLICに意見照会を実施。715団体から、4万件を超える意見が提出された。
  - ・ 各ワーキングチームにおいて、全国意見照会結果の反映方針について検討を実施。
- 令和3年5月20日に、第3回税務システム等標準化検討会を開催。
  - ・ 法律の制定状況等現況報告、全国意見照会結果の標準仕様書案への反映、策定までのスケジュール等を共有。

## 【ワーキングチームの開催実績】 (1回3時間程度)

個人住民税	： 機能要件 6回、帳票要件 4回
法人住民税	： 機能要件 7回、帳票要件 5回
固定資産税	： 機能要件12回、帳票要件 9回
軽自動車税	： 機能要件 7回、帳票要件 7回
収滞納管理	： 機能要件 9回、帳票要件 7回

## ※上記の他、以下の事項を実施。

- ①ワーキングチームによる協議の他、WT構成員やAPPLICとの書面等による意見交換を多数実施。
- ②政令指定都市に対して、各税目ごとに意見交換を実施。

# 全国意見照会における地方団体意見と標準仕様書【個人住民税】

項目名	要件案(全国意見照会時)	地方団体意見	標準仕様書【第1.0版】
合算処理	—	<p>主たる給与と従たる給与を合算しようとする際は、その合算可否を、主たる給与の前職記載内容を参照し判断することが可能であること。</p> <p>(理由) 合算処理を統一基準で自動化することで、合算修正の手間を省力化する。</p>	<p><b>【実装すべき機能】</b> 主たる給与の給与支払報告書の摘要欄に記載されている前職給与額と同額の給与支払報告書が別の事業所から提出されている場合、同額給与支払報告書の収入額を無効(非合算)とすること</p>
基本情報管理	—	<p>住登外情報として、賦課期日現在住所と賦課期日住登地をそれぞれ保持できること。また、この情報を基に照会先機関へ情報提供ネットワークシステムにおいて照会が可能であること。</p> <p>(理由) 賦課期日現在の現況において、障害手帳情報や生活扶助情報の適用有無を判断しなければならないが、宛名情報を基に照会先機関を判断して照会し、賦課期日現在の情報で照会先機関を判断していないシステムがある。 住登外課税者の障害手帳情報や生活保護情報は当市管理外であり、情報提供ネットワークシステムでの確認対象であるため。</p>	<p><b>【実装すべき機能】</b> 住登外情報として、賦課期日現在住所及び賦課期日住登地をそれぞれ管理(設定・保持・修正)できること。</p> <p>(実装してもしなくても良い機能) 情報提供ネットワークシステムを用いて、住登外課税者の障害手帳情報及び生活保護情報の照会が行えること。</p>
両年度異動処理	<p><b>【実装すべき機能】</b> 現年度の転勤退職者異動情報を把握し、両年度異動処理が必要な対象者に対し、新年度課税情報の徴収区分へ一括処理で反映できること。</p>	<p>当初賦課作業期間については、給与支払報告書の受付日と異動届の受付日を比較し、後から提出された徴収区分とする。</p> <p>(理由) 個人に対して、同事業所から現年度の異動届と特別徴収区分の給与支払報告書が提出された場合、次年度の特普区分については、より事業所の意思を反映させるため、異動届の受付日と給与支払報告書の受付日を比較し、後から提出された方を優先させるため。</p>	<p><b>【実装すべき機能】</b> 現年度の転勤退職者異動情報を把握し、両年度異動処理が必要な対象者に対し、新年度課税情報の徴収区分へ一括処理で反映できること。 当初賦課作業期間については、給与支払報告書の退職日、就職日と異動届の異動年月日を比較し、後から提出された徴収区分とすること。 また、転勤・退職の更新対象は以下の条件で抽出すること。</p>

# 全国意見照会における地方団体意見と標準仕様書【法人住民税】

項目名	要件案(全国意見照会時)	地方団体意見	標準仕様書【第1.0版】
事業年度異動	<p>【実装すべき機能】 法人税法第14条の規定に基づくみなし事業年度が課税台帳に自動で反映されること。手入力による事業年度の修正もできること。</p>	<p>破産後の最初のみなし事業年度などみなし事業年度の適用のされ方が複数あるが、その対応がどこまでできるのか。対応できると業務効率が上がるのでありがたい。</p>	<p>【実装すべき機能】 法人基本情報の異動登録に際して、以下の異動区分、組織区分、連結親子区分及び各種年月日の情報をもとに、法人税法第14条の規定に基づくみなし事業年度が課税台帳に自動で反映されること。法人住民税システム上計算されたみなし事業年度の修正登録もできること。また、みなし事業年度が自動で反映されない異動区分でも、みなし事業年度を手入力で登録できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■株式会社等の解散(連結子法人を除く)</li> <li>■合併解散</li> <li>■株式会社等以外の解散(連結子法人を除く)、株式会社等の破産</li> </ul> <p>※その他のみなし事業年度はオプションとする。</p>
送付対象管理(一括処理)	<p>【実装すべき機能】 申告書・納付書の一括作成時に、以下の法人は作成対象外とするかを一括設定できること。 ・eLTAX利用法人(ただし、申告書を一括作成の対象外とした場合でも、納付書は対象となること)</p>	<p>eLTAX利用法人(納付書は一括作成の対象/対象外を選択できること)</p> <p>(理由) eLTAX利用法人には納付書を送付していないため。</p>	<p>【実装すべき機能】 申告書・納付書の一括作成時に、以下の法人を作成対象外とするかを一括設定できること。</p> <p>・eLTAX利用法人(申告書は作成対象外。納付書は一括作成の対象としない/指定なしを選択可能)</p>
都道府県税連携による申告是認(一括処理)	<p>【実装してもしなくても良い機能】</p> <p>国・都道府県からの法人税額通知データを取り込み、事業年度単位で一括して申告内容のチェックができること。税額通知と不一致の場合は、エラーとできること。</p>	<p>実装すべき機能として欲しい。</p> <p>(理由) 現在は、担当職員が1件ずつ確認している状況であり、事務の効率化と正確性確保に資するため。</p>	<p>【実装してもしなくても良い機能】 ※地方団体意見を踏まえて、以下のとおり要件を明確化</p> <p>都道府県からeLTAX経由で入手する課税標準額通知データを取り込み、通知データと法人住民税システムの各課税情報を突合して、申告課税内容のチェックができること。</p> <p>課税標準額通知データが過去の取込データと重複する場合は、重複エラーとする。</p> <p>法人番号や納税者IDをキーにして、法人基本情報に登録されている法人が否かをチェックできること。未登録の場合は、未登録エラーとして、未登録法人リストを出力できること。</p> <p>法人基本情報等の各項目と、課税標準額通知の以下の項目を照合してチェックできること。不一致の場合は、不一致箇所をリスト出力できること。</p> <p>&lt;チェック対象項目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人名</li> <li>・連結区分</li> <li>・法人区分</li> <li>・法人税申告期限延長月数</li> <li>・災害等延長の申告期限</li> </ul> <p>(以下略)</p>

# 全国意見照会における地方団体意見と標準仕様書【軽自動車税】

項目名	要件案(全国意見照会時)	地方団体意見	標準仕様書【第1.0版】
軽自動車OSS	—	<p>R5年開始予定の軽自動車OSSに関する機能を明示する。</p> <p>(理由) 令和5年より開始予定の軽自動車税関連手続きの電子化に対応するため。</p>	<p>【実装すべき機能】 軽自動車OSSと連携し、電子申告データを一括取込みできること。 取込結果を確認、修正し、台帳情報の更新(新規登録)ができること。</p> <p>【実装してもしなくても良い機能】 軽自動車OSSと連携し、車検証データを一括取込みできること。 なお、車検証データの取込有無は選択できること。</p>
課税物件異動通知書	<p>【実装してもしなくてもいい項目】 型式認定番号 型式 原動機型式</p>	<p>課税物件異動通知書の印字項目について必須項目のみとすべき。</p> <p>(理由) 自治体間の連絡で使う帳票であり、自治体事務全体の効率化の観点から連絡されるべき事項として統一されていることが望ましいため。</p>	<p>帳票No.81の帳票印字項目について、他の地方団体に通知される項目を【実装すべき項目】として統一。</p>
減免	<p>【実装すべき機能】 前年度の減免者及び以下に該当する減免対象区分・減免対象年度を選択し抽出できること。</p> <p>(以下略)</p>	<p>各地方団体で設けている区分について多数追加要望あり(表現が違うものも含む)</p>	<p>減免対象区分については団体の条例に基づく区分が必要となることから、別途以下の機能要件を追加。</p> <p>【実装すべき機能】 減免対象区分ごとに当該区分に係る情報を管理(設定・保持・修正)できること。 &lt;減免マスタ情報&gt; 減免対象区分の名称 減免割合 減免額 単年度/継続区分</p> <p>(以下略)</p>

# 全国意見照会における地方団体意見と標準仕様書【固定資産税】

項目名	要件案(全国意見照会時)	地方団体意見	標準仕様書【第1.0版】
課税台帳作成	<p>【実装すべき機能】&lt;該当箇所抜粋&gt; 課税台帳は、一筆または一画地ごとに、様式記載事項(地方税法施行規則第24号様式及び第27号様式に掲げる事項)に加え、以下の情報(様式記載事項は除く)を管理(設定・保持・修正)できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用する固定資産税の特例・非課税類型、特例率、適用開始年度、適用を受ける地積</li> <li>・適用する固定資産税の減免類型、減免率、適用を受ける地積、適用を開始した日及び終了した日</li> </ul>	<p>適用する固定資産税の特例・税額軽減・減免類型については複数(最低でも2つ)登録を可能とすること。</p> <p>(理由) 1物件に複数の特例等が適用されるケースにおいて、特例率等を乗じた類型を作成したり、評価分離を行ったりする必要がなくなるため。</p>	<p>&lt;以下の記載を実装すべき機能として追加&gt;</p> <p>適用する固定資産税の特例類型、非課税類型、減免類型については、複数登録ができること。</p>
課税台帳作成	<p>【実装すべき機能】&lt;該当箇所抜粋&gt; 課税台帳は、一筆または一画地ごとに、様式記載事項(地方税法施行規則第24号様式及び第27号様式に掲げる事項)に加え、以下の情報(様式記載事項は除く)を管理(設定・保持・修正)できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用する固定資産税の特例・非課税類型、特例率、適用開始年度、適用を受ける地積</li> </ul>	<p>特例の期限切れを判定し、新課税年度情報に切り替えができること。</p> <p>&lt;理由&gt; コードの引継ぎをシステム化することで、職員での手作業を省略し、コード設定誤り及び課税誤りを防ぐため</p>	<p>&lt;以下の記載を実装すべき機能として追加&gt;</p> <p>軽減期間を経過した場合に、特例措置が適用されなくなること。</p>
名寄処理	<p>【実装すべき機能】&lt;該当箇所抜粋&gt; 当年度の名寄処理を行い、納税義務者ごとに名寄情報が管理(設定・保持・修正)できること。 ※更正処理後は、以下の情報が再計算されること。</p> <p>&lt;名寄情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地課税(補充)台帳上の課税標準額の総額</li> <li>・家屋課税(補充)台帳上の課税標準額の総額</li> <li>・償却資産課税台帳上の課税標準額の総額</li> <li>・上記の総額</li> <li>・税額特例措置による軽減額</li> <li>・固定資産税額(当初賦課処理後の税額及び更正後の税額)</li> <li>・適用を受ける減免の種類、類型ごとの減免額</li> <li>・返戻関係情報</li> <li>・納付済額(収滞納システムから受け取る連携情報)</li> <li>・差引納付額(収滞納システムから受け取る連携情報)</li> <li>・納期限</li> </ul>	<p>減免については、減免率だけでなく、減免額を直接入力することもできることとする。</p> <p>&lt;理由&gt; 条例により、災害減免等で納期限が未到来の部分の税額を減免すると定めているため、年度の途中で減免が発生した場合は、減免額を直接入力できないと計算できない。また、減免対象地積によりすべての部分が減免対象とならない場合があるため、減免率での自動計算はできない。</p>	<p>&lt;以下の記載を実装すべき機能として追加&gt;</p> <p>類型ごとの減免額については、強制修正できること。</p>



# 全国意見照会における地方団体意見と標準仕様書【収滞納管理】

項目名	要件案(全国意見照会時)	地方団体意見	標準仕様書【第1.0版】
各種納税証明書 発行 (収納管理)	【実装すべき機能】<該当箇所抜粋> 市税の未納がない証明(完納証明)を発行できること。	未納がない証明は非課税(納税すべき税目がない場合)等でも発行可能であること。 (理由) 県民税が非課税の場合、未納がないことが分かる証明を求められることが多いため。  領収書等で納付が確認できた場合に、強制出力ができること。 (理由) 領収書等で確認し、強制出力で交付ができれば、窓口対応をスムーズにすることができるため。	【実装すべき機能】<該当箇所抜粋> 年度を指定して当該期間すべてに市税の未納がない証明(完納証明)を発行できること。非課税の場合でも発行できること。滞納がある場合、発行できないこと。ただし、領収書等で納付が確認できた場合には、強制的に発行ができること。
充当処理 (収納管理)	【実装すべき機能】<該当箇所抜粋> 抽出した過誤納一覧をもとに、税目、未納のある期別を選択し、選択した税目期別(他税目含む)へ充当入力ができること。 充当額は過誤納額から自動で設定されること。設定された金額の変更もできること。	過誤納額より充当額が少ない場合は充当処理と併せて還付処理も出来ること。 (理由) 充当と還付について、一括で処理したいため。	【実装すべき機能】<該当箇所抜粋> 抽出した過誤納一覧をもとに、税目、未納のある期別を選択し、選択した税目期別(他税目含む)へ充当入力ができること。 過誤納一覧に抛らず、直接充当元・充当先の税目・期別を検索・指定して充当入力ができること。 過誤納になっていない税目・期別からも強制的に充当できること。 充当額は過誤納額から自動で設定されること。設定された金額の変更もできること。充当額設定後、残額は自動的に還付できること。
滞納者抽出 (滞納管理)	【実装してもしなくても良い機能】 地方税滞納整理機構への連携データを作成・出力できること。	地方税第48条移管・地方税滞納整理機構への連携データを作成 (理由) 都道府県職員・市町村職員がシステムから内容等を抽出データでやり取りすることで、書類等の手間や時間を削減できる。	【実装してもしなくても良い機能】 地方税滞納整理機構、都道府県への連携データを作成・出力できること。
収納管理 システムとの 連携 (滞納管理)	【実装すべき機能】<該当箇所抜粋> 充当データ(充当額、充当先の税データ(税目、期別、金額等)等)、繰上徴収、差押等の情報、異動情報(処分情報、不納欠損情報等)、滞納側で変更した納期限、変更した本税、延滞金情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執行停止データ登録後、滞納システムから「執行停止情報」を収納システムに連携できること。</li> <li>・猶予情報が収納管理システムに連携されること。</li> <li>・滞納システムで発行した納付書発行情報のとおり、消込を行うため、収納システムへ連携を行うこと。</li> <li>・納付書再発行画面に、仮消し機能を追加する。仮納付収納の場合、夜間連携時削除する処理を追加する。</li> </ul> (理由) <ul style="list-style-type: none"> <li>・収納システムから督促状・延滞金通知書を一括印刷する際、執行停止分を除外するため</li> <li>・地方税法で延滞金計算にかかわるため。</li> <li>・納付書の記載どおりに延滞金を消し込むにあたり、必要な運用であるため。</li> <li>・消込がされていないが、納付済みである期別について仮消込ができなければ正しい未納金額を記載した各種帳票を発行することができない。</li> </ul>	【実装すべき機能】<該当箇所抜粋> 充当データ(充当額、充当先の税データ(税目、期別、金額等)等)、繰上徴収、差押等の情報、異動情報(処分情報、執行停止情報、猶予情報、不納欠損情報等)、滞納側で変更した納期限、変更した本税、延滞金情報、納付書発行情報、仮消込情報